

2025 年 5 月 16 日開催 FSC ジャパンセミナー「EUDR と FSC」へのご質問及び回答

Q1. 供給会社からの納品書・請求書に、FSC100% / Regulatory+ の表示がある場合、FSC の簡易リスクアセスメントを供給者に対して実施すればよいとのことでした。

FSC ミックス製品でも、納品書に EUDR 対応+ の表記があれば、同様に簡易リスクアセスメントの実施でよいとの理解でしょうか？

A1. Regulatory+ の EUDR 対応表示は FSC100% の製品にのみ付けることができます。つまり、FSC ミックス/Regulatory+ という組み合わせは存在しません。FSC ミックスや管理木材表示の製品について組み合わせることができる EUDR 対応表示は"Regulatory"に限られており、これらの製品については、通常のリスクアセスメントを行うことが必要です。FSC 100%や FSC CFM 材については簡易リスクアセスメントを行うことができます。

Q2. EUDR 対応の Regulatory+ の表記と、当該製品を生産した会社が EU 当局から受領した DDS の Reference Number はどのように紐づけることができるのでしょうか？

A2. EUDR 対応表示、"Regulatory"または"Regulatory+"は FSC 認証のシステムの中で任意で繋がれるものであり、デューデリジェンス声明の参照番号と紐づくものではありません。

デューデリジェンス声明は、EUDR で「オペレーター」または「トレーダー」とされる EU で取引を行う企業によって提出されるものであり、提出された際、参照番号が発行されます。これを税関申告書類などに記載することで EUDR で必要とされる書類は提出済みという印になります。EU 域外で、EU の顧客のために EUDR に準拠した製品を提供しようとする海外企業はそもそもオペレーターでもトレーダーでもないのでデューデリジェンス声明を提出する必要はなく、参照番号もありませんが、EUDR に対応した FSC 100%認証材を扱っている場合は FSC100%/Regulatory+ の表示ができます。

Q3. FSC ハブにより リスクアセスメント結果は公開されるとのことですが、認証機関や取引先との共有に限定する等の設定が可能でしょうか。

A3. FSC リスクハブに公開されるのは、国、あるいは地域ごとに行われたリスクアセスメントで、企業が独自に行われたリスクアセスメントはこちらで共有されることはありません。国、地域について策定されたリスクアセスメントは、指針・規格等の FSC の規準文書の枠組みの一部として認証取得者に限らず、どなたでも見られるよう全面公開されます。

Q4. 調達国の国別のリスクが公開されて L（低リスク）となった場合、どの程度手続きがかわりますか？

A4. 低リスク国からの調達には、簡易デューデリジェンスが行え、情報収集のみで終わらせることができます。つまり、低リスクの原産地から調達されたことを十分に裏付ける情報だけで、リスク評価・リスク低減は必要ありません。国別評価（ベンチマーキング）で標準リスク・高リスクとされた国から調達された商品は、リスク評価・リスク低減を含む完全なデ

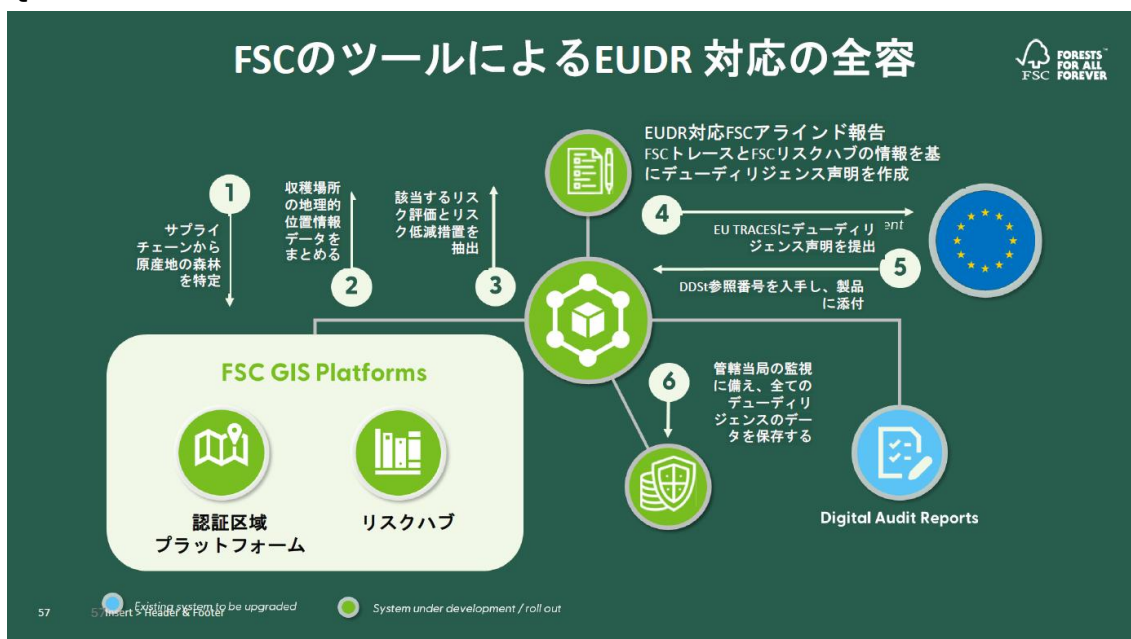
ューデリジェンスが必要になります。しかし、いずれの場合も、EUDR への違反が確認された場合（例えば、劣化した地域から産出された木材から製品が生産されたということが明らかにになった場合など）に、事業者が責任を問われないことを意味するものではありません。

Q5. 木材の伐採から最終製品の製造（例：手帳）まで、サプライチェーンに含まれるすべての事業者が FSC トレースへの入力が必要との理解でしょうか？例えば、サプライチェーンの中流に所在する商社が FSC トレースの入力を行わなかった場合、その川下の CoC 認証取得社は FSC トレースが活用できない、という理解でしょうか？

Q5: FSC トレースの利用は、EUDR 対応 FSC アラインドの他のツールと同様、任意となっており、利用するかどうかは各組織が決定するものです。

EUDR で必要とされる原産地情報は、原産地が入力すべき情報です。それ以降のサプライチェーンは取引情報を入力していくことで原産地の情報がサプライチェーン下流に伝達される仕組みです。川中の商社が FSC トレースを使わなかった場合、情報伝達はそこで途切れてしまい、それ以降の企業には自動的に伝わりません。従って、FSC トレースの最大の価値を引き出すためには、サプライヤーに FSC および FSC トレースへの参加を促し、情報の伝達を促進することをお勧めします。

Q6. スライドの 57 をもう一度ご説明いただけないでしょうか？



A6. まず強調しておきたいのは、この図は FSC が取り組んでいるソリューションの設計図であり、描かれている各ツールはまだ完全には利用可能ではないということです。その上で説明すると、認証取得者が FSC トレースに入力した取引情報から、原産地の森林が特定され、その地理的位置情報データがまとめられます。次に FSC トレースにリンクされたリスクハブから、その地域に該当するリスク評価（及びリスク低減措置）が引き出され、それが

まとめられ、デューデリジェンス声明が作られます。EU TRACES にデューデリジェンス声明が提出されると、自動的に参照番号が発行されるので、税関の申告書類にそれを記載し、商品を上市します。最後に、関連するデータ、書類を保存しておき、一連の作業が完了します。

以上が構想ですが、当面の間、リスクハブは認証取得者が情報を入力することはできず、FSC が提供するリスクアセスメントに関する情報源として機能します。FSC は状況を監視しながら、得られた情報に応じて開発範囲とペースを調整しています。

Q7. お話を伺う限り、FSC ミックス製品は FSC 提供のツール+コントロールウッド向けの別途ツール（あるのかわかりませんが…）が、EUDR 順守には必要かと感じたのですが、正しい認識でしょうか。

A7. CoC 認証取得者が管理原材料を調達する場合、FSC-STD-40-005 に従います。このプロセスの中で、企業はデューデリジェンスシステムを構築し、リスク評価・リスク低減を行うことになっています。9 月以降、適切なデューデリジェンスが行われている管理木材について、ユーザーが FSC トレースに情報を入力できるようになる予定です。

Q8. 情報を取り寄せたときに非開示と言われてしまった場合、それは通るのでしょうか？

A8. 原産地の地理的位置情報等、必要な情報が入手できない場合は、EUDR 不適合と考えられますので、EU に上市することはできません。

Q9. FSC トレードマークを Reg+を追加したマークに変更しなくてはならないのでしょうか？変更する場合の条件を教えてください。

A9. EUDR 対応表示は、購入・販売書類にのみ付けられるもので、最終製品に対する製品用ラベルに変更はありません。

Q10. DD 声明が作成された後、EU Traces で自動的に当局の情報システムに登録することは可能なのでしょうか？また DDS 参照番号が発行された後、製品に添付と資料に記載がありましたが、どのように添付するのでしょうか？製品そのものに表示する必要があるのでしょうか？

A10. デューデリジェンス声明参照番号は、デューデリジェンス声明提出後、EU 情報システムの EU Traces のその企業の登録アカウントに保存されるということです。その商品を EU に上市する際、デューデリジェンス声明参照番号は税関の申告書類にお使いいただけます。ただし、この回答は一般に入手可能なデータに基づくものであり、FSC は FSC に関連しない(EU の)ガイダンスについて法的責任を負わないことはお断りいたします。

Q11. FSC GIS ポータルにより地図情報が得られ、認証機関はアクセス可能との説明がありましたが、アクセスを得るための手続きについて教えてください。

A11. Certified Area Submittal Tool(認証地域提出ツール)と呼ばれるシステムは現在開発中であり、まだ一般公開されていません。現在 FSC 国際本部のチームが初期のプラットフォームをテストしており、詳細については公開時にお知らせします。定期的にウェブサイトをご覧ください。